

大分市産材利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市産材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造戸建て住宅の新築について大分市産材（市内の森林から産出された原木を加工した木材又は県内の森林から産出された原木を市内の加工業者が加工した木材をいう。以下同じ。）の積極的な利用を促進するために交付する大分市産材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市産材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 住民票（住宅完成後に当該住宅に移転する予定の者は、移転に関する誓約書）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認済証又は同法第15条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をしたことを証する書類の写し（これらの規定による確認又は届出が必要である場合に限る。）
- (4) 着工前の写真
- (5) 大分市産材利用内訳書
- (6) 位置図、平面図及び立面図
- (7) 誓約書
- (8) 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、大分市産材利用促進事業補助金交付

決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助金の変更申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市産材利用促進事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めたものについては、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更を承認したときは、大分市産材利用促進事業変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、市長が定める日までに大分市産材利用促進事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 大分市産材利用内訳書

(3) 大分市産材出荷証明書

(4) 事業の完了が確認できる写真

(5) 大分市産材利用完了証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市産材利用促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市産材利用促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日以後に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市産材利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この要綱の施行の日以後の実績報告について適用し、同日前の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助金の額
市産材利用住宅建築	<p>次に掲げる条件を全て満たす住宅の新築</p> <p>(1) 市内に施主が自ら居住するための木造戸建て住宅であること。</p> <p>(2) 市内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有する業者が施工すること。</p>	<p>大分市産材を利用した住宅の新築に要する経費（構造部分（※1）に係る経費に限る。）</p>	<p>構造部分に利用する大分市産材の利用量1㎡当たり20,000円とし、200,000円を限度とする。</p> <p>ただし、利用量に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

※1 「構造部分」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、胴差し、土台火打及び火打梁をいう。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大分市産材利用促進事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の額 円
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助対象事業の目的及び内容
- 4 添付書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大分市産材利用促進事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市産材利用促進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助の条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大分市産材利用促進事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大分市産材利用促進事業について次のとおり変更したいので、大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

- | | | |
|-------------------|-----|---|
| 1 交付を受けようとする補助金の額 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| 2 補助対象経費 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| 3 変更の理由 | | |
| 4 添付書類 | | |

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

大分市産材利用促進事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市産材利用促進事業補助金に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 変更後の補助金の交付決定額 円

2 補助の条件

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

大分市産材利用促進事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定年月日 年 月 日
決定番号 第 号
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大分市産材利用促進事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 決定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | | | 円 |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大分市産材利用促進事業補助金交付請求書

大分市長

殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大分市産材利用促進事業補助金について、大分市産材利用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) -----